

令和 2 年 7 月 9 日 市長決裁

熊谷市都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 熊谷市の都市計画に関する基本的な方針（以下、「都市計画マスタープラン」という。）及び立地適正化計画を策定するために必要な調整、検討等を行うため、熊谷市都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、以下のとおりとする。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関する事項
- (2) 立地適正化計画の策定に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命した者（以下、「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係事業者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。